

北海道告示第11257号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録した。

令和5年9月8日

北海道知事 鈴木 直道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録年月日
					名称	住所	
北海道第3053号	副産肥料	ハルキのお石灰	可溶性石灰 14.0 加里全量 3.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社ハルキ	茅部郡森町字姫川11番地の13	令和5年(2023年)9月8日